

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きる場合は、その翌日)

平成九年七月十一日

鳥取県知事 西尾邑次

退任した役員の指名及び住所

理事 堀内繁義 鳥取市中大路二二九

谷口茂 鳥取市久末二二一

渡辺茂 鳥取市久末四五九

西川耕一 鳥取市古郡家一六五

雨河昇 鳥取市古郡家一三七

三浦廣美 鳥取市美和一二三

山田昇 鳥取市古郡家一三七

村上清一 鳥取市東大路六四

谷澤英一 鳥取市中大路七三

坂本祥彦 鳥取市西大路一四三

山谷根知 鳥取市西大路一二六

浦田義男 鳥取市中大路一二六

谷口元三郎 鳥取市久末二二九

徳尾貞昌 鳥取市東大路一二五

平成九年一月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第四百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり邑美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

告示

目次

- ◇告示 土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課）
- 土地改良区の役員の退任（一ヶ月）
- 土地改良事業の工事の完了（一ヶ月）
- 保安林の指定の解除予定（森林保全課）
- 個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更
- ◇公告 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防防災課）
- ◇調達公告 公募型指名競争入札の実施（二件）（管理課）

理事	谷澤英一	鳥取市中大路七三
武田	小林宣夫	鳥取市久末二二一
稔	谷口茂	鳥取市久末二五四

西川耕一	鳥取市古郡家一六
雨河昇	鳥取市古郡家一三
三浦廣美	鳥取市美和二二三
山田昇	鳥取市美和一三七
村上清一	鳥取市東大路六四
堀政義	鳥取市中大路一三
坂本祥彦	鳥取市西大路一四
小澤美寿男	鳥取市西大路一三
浦田義男	鳥取市中大路一二
渡辺茂	鳥取市久末四五九
両川威	鳥取市東大路六四
幹事	任期四年
平成九年一月三十一日就任	
平成九年七月十一日	
鳥取県告示第四百九十号	
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）のとおり米子市成美土地改良区から役員が退任し同条第十七項の規定により告示する。	
退任した役員の氏名及び住所	
理事 赤井通泰	米子市吉市一六二
潮赤井純	米子市吉市四七六
田中實	米子市吉市二八二
赤井直義	米子市吉市三八四
米子市吉市一九七	

鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり米子市成美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、  
同条第十七項の規定により告示する。

堀 政義	鳥取市中大路一三二
坂 本 祥彦	鳥取市西大路一四三
小 澤 美寿男	鳥取市西大路一三〇
浦 田 義男	鳥取市中大路一二六
渡 边 茂	鳥取市久末四五九
両 川 威	鳥取市東大路六四
幹 事	
平成九年一月三十一日就任	任期四年

平成九年一月三十一日就任 任期四年

平成九年七月十一日

退任した役員の氏名及び住所

米子市古市一六二  
米子市古市四七六  
米子市古市二八二  
米子市古市三八四  
赤井通泰  
純  
清  
田中實  
潮

鳥取県知事 西尾邑次

### 就任した役員の氏名及び住所

羽柴貞雄	能見秀一	戸川純	大森孟	上野和美	井上博	赤井則	牧茂稔	牧野富	田中廣	潮満	赤井實	赤井清	赤井純	赤井泰
米子市新山五〇九	米子市新山五六九	米子市新山一五五	米子市新山九〇七	米子市新山二〇五	米子市新山九〇四	米子市新山五七一	米子市古市三五三	米子市古市五一一	米子市古市二八二	米子市古市一六二	米子市吉市四七六	米子市吉市二八二	米子市吉市一六二	米子市吉市一六二

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日 南 町	中山町地域活性化総合整備事業日南(阿毘縁)地区農用地造成	平成八年九月三十日
		平成九年七月十一日

**鳥取県告示第四百九十一号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成九年七月十一日  
**鳥取県知事 西 尾 邑 次**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

退任した役員の氏名及び住所

理 事 坂 田 伊 佐 夫 西伯郡大山町中高二五〇一三  
 平成九年六月四日退任

**鳥取県知事 西 尾 邑 次**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年七月十一日  
**鳥取県知事 西 尾 邑 次**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

幹 事 潮 元 米子市古市二〇八  
 ツ 斎 木 雄 幸 米子市古市一五二  
 大 谷 巍 米子市新山四八二  
 平成八年十月十六日就任 任期四年

#### 鳥取県告示第四百九十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月十一日

**鳥取県知事 西 尾 邑 次**

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高濱九一八の一・九一九の一・九二〇の一・九二〇の四九から九二〇の五一まで（以上七筆国有林）、九一八の八から九一八の一一まで、九一九の四、字高浜九二〇の四八（国有林）、九一八の七

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

#### 選 挑 管 理 委 員 会 告 示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する個人演説会等を開催することができる施設について、次のとおり名称が変更された旨の報告があつたので告示する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

## 報公県取鳥

変更後の名称	変更前の名称
倉吉市人権文化センター	倉吉市自主解放会館
やまとり人権文化センター	倉吉市小鶴蔵保管館
わくわく人権文化センター	倉吉市上米積蔵保管館
3 受講手続	<p>県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県生活環境部消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成9年7月14日（月）から同月25日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に、鳥取県生活環境部消防防災課（〒680-70 烏取市東町一丁目271、電話0857-26-7065）に提出すること。（郵送による場合は、平成9年7月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）</p> <p>4 受講手数料及びその納付方法</p> <p>受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に記載して納付すること。この場合、消印はしないこと。</p> <p>5 その他</p> <p>受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。</p>
1 受講対象者	鳥取県知事 西 尾 邑 次
2 講習の日時及び場所	調達公告
(1) 平成9年8月21日（木） 午前10時から午後3時まで 鳥取市東町一丁目220 県庁講堂	次のとおり公募型指名競争入札を行うので、公告する。
(2) 平成9年8月25日（月） 午前10時から午後3時まで 倉吉市東城町2 中部総合事務所大会議室	平成9年7月11日
(3) 平成9年8月26日（火） 午前10時から午後3時まで 米子市鞆町一丁目160 西部総合事務所講堂	鳥取県知事 西 尾 邑 次
1 工事の概要	<p>(1) 工事名 烏取県庁舎機械室等改修工事（電気設備）</p>

平成9年7月11日 金曜日

(2) 工事場所 鳥取市東町一丁目220番地(ほか)

(3) 工事内容

ア 本件工事は、鳥取県庁のエネルギーセンターである第二庁舎地下1階電気室の受変電設備、非常用自家発電装置等の増強、中央監視装置の改修等を行うものである。

## イ 電気設備等の概要

受変電設備 高圧開閉器盤、変圧器盤及び低圧開閉器盤  
静止形電源設備 直流電源装置(社団法人日本蓄電池工業会認定品)

自家発電設備 非常用自家発電装置(耐震基準適合)

中央監視装置 受変電監視制御装置、防災監視装置

電灯設備工事 冷暖房機器用電源工事

その他の設備工事

## ウ 別途発注予定工事

建築工事(第二庁舎地下機械室等の改修)

機械設備工事(冷暖房用熱源等の改修、冷暖房機器の増設等)

エ 本件工事は、県行政の業務と並行して行われるものであり、また、別途発注の建築工事及び機械設備工事との協調を図る必要があるため、これらに留意しつつ、工事の安全と県行政の業務に支障のないよう実施する必要がある。

(4) 工期(予定) 平成9年10月から平成11年6月30日まで

2 技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

## (1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)による共同施工とする。

イ 共同企業体は、(2)の資格を満たす県外に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する本店をいう。以下同じ。)を有する者1名と県内に本店を有する

者1名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

## (2) 共同企業体の構成員の資格

ア 県外に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(電気工事業)の許可を受けていること。

(ウ) 知事が定める平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち電気工事に係るものをして有すること。

(エ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における電気工事の総合評点が1,300点以上であること。

(オ) 平成9年7月11日(金)から同年8月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(カ) 昭和62年度以降に、電気工事(鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ床面積8,000m<sup>2</sup>以上の建物に係るものに限る。(キ)においても同じ。)を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(キ) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、電気工事に従事した経験を有するものを本件工事に専任で配置できること。

(ケ) 中国地方に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

日曜金 日 11月7年9月平成9年

報公県取

(ケ) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 知事が定める平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを作すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における電気工事の総合評点が850点以上であること。

(エ) 平成9年7月11日(金)から同年8月26日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(オ) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、電気工事(鉄骨造、鉄筋コンクリート造・延べ床面積300m<sup>2</sup>以上)の建物に係るものに限る。に従事した経験を有するものを本件工事に専任で配置できること。

(カ) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成9年7月11日(金)から同月25日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(県庁本庁舎5階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

次のとおり公募型指名競争入札を行うので、公告する。

平成9年7月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 鳥取県庁舎機械室等改修工事(機械設備)

- (2) 工事場所 烏取市東町一丁目220番地ほか
- (3) 工事内容
- ア 本件工事は鳥取県庁のエネルギーセンターである第二庁舎地下1階機械室の吸収式冷温水発生機の新設、本庁舎の冷暖房機器の増設等を行うものである。
- イ 機械設備の概要
- 給排水設備 上水道（受水槽及び高架水槽）
- 消火設備 二酸化炭素消火設備
- ガス設備 吸收式冷温水発生機用（都市ガス）
- 空気調和設備 吸收式冷温水発生機、ファンコイル方式
- 換気設備 第1種換気方式及び第3種換気方式
- 自動制御設備 電子式制御
- ウ 別途発注予定工事
- 建築工事（第二庁舎地下機械室等の改造）
- 電気設備工事（受変電設備、非常用自家発電装置等の増強、中央監視装置の改修等）
- エ 本件工事は、県行政の業務と並行して行われるものであり、また、別途発注の建築工事及び電気設備工事との協調を図る必要があるため、これらに留意しつつ、工事の安全と県行政の業務に支障のないよう努める必要がある。
- （4）工期（予定） 平成9年10月から平成11年6月30日まで
- 2 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
- （1）共同企業体に関する条件
- ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。
- イ 共同企業体は、（2）の資格を満たす県外に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する本店をいう。以下同じ。）を有する者1名と県内に本店を有すること。

者1名による自主結成によるものとする。

ウ 各構成員の出資比率は、30%以上とする。

エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

（2）共同企業体の構成員の資格

ア 県外に本店を有する者

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（イ）建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（管工事業）の許可を受けていること。

（ウ）知事が定める平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち管工事に係るものを有すること。

（エ）建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成7年10月1日から平成8年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における管工事の総合評点が1,300点以上であること。

（オ）平成9年7月11日（金）から同年8月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（カ）昭和62年度以降に、管工事（鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造延べ床面積8,000m<sup>2</sup>以上の建物に係るものに限る。（キ）において同じ。）を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

（キ）建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事に従事した経験を有するものを本件工事に専任で配置できること。

（ケ）中国地方に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

平成9年7月11日 金曜日

島 取 県 公 告

- (ケ) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- イ 県内に本店を有する者
- (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 知事が定める平成9年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものと有すること。
- (ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における管工事の総合評点が840点以上であること。
- (エ) 平成9年7月11日（金）から同年8月26日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (オ) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている技術者で、管工事（鉄骨造、鉄筋コンクリート造・延べ床面積300m<sup>2</sup>以上の建物に係るものに限る。）に従事した経験を有するものを本件工事に専任で配置できること。
- (カ) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は、当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- (1) 技術資料作成要領の交付
- 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付する。
- ア 交付期間及び時間
- 平成9年7月11日（金）から同月25日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市東町一丁目220 烏取県土木部管理課建設業係（県庁本庁舎5階）
- (2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する共同企業体は、次により技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加業者を指名するものとする。

#### 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。